

報告第4号

専決処分したものとの承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年6月7日提出

豊岡市長 中貝宗治

記

- 1 豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について
- 2 平成30年度豊岡市一般会計補正予算（第13号）

専決第5号

豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成31年3月31日専決

豊岡市長 中貝宗治

記

豊岡市条例第17号

（以下条例案のとおり）

豊岡市条例第 号

豊岡市市税条例の一部を改正する条例

豊岡市市税条例（平成17年豊岡市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「においては、法第314条の7第1項」を「には、同項」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）」を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第9条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第16条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定

（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円

	5,000円	1,300円
--	--------	--------

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の右に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第34条の7の改正規定並びに附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに附則第3項から第5項までの規定は、平成31年6月1日から施行する。

### （市民税に関する経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の豊岡市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は豊岡市市税条例の一部を改正する条例（平成31年豊岡市条例第17号）附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の豊岡市市税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

5 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納稅義務者が平成31年6月1日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納稅義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前的地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

6 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

## 豊岡市税条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

- (1) 個人の市民税の寄附金税額控除の適用について、平成31年6月1日以降の特例控除の措置の対象とする寄附金については、総務大臣が指定する特例控除対象寄附金とすること。(第34条の7、附則第7条の4、附則第9条、附則第9条の2関係)
- (2) 個人の市民税の住宅借入金特別税額控除の適用について、所得税の確定申告書に住宅借入金特別税額控除に関する事項の記載がある場合の取扱いに関し、個人の市民税の納税通知書が送達される時までに提出をした場合に限るとする要件をなくすこと。(附則第7条の3の2関係)
- (3) 軽自動車税のグリーン化特例について、平成31年度分の軽自動車税の課税に係る所要の規定の整備をすること。(附則第16条、附則第16条の2関係)

### 2 附則

- (1) この条例は平成31年4月1日から施行すること。ただし、個人の住民税の特例控除の措置の対象とする特例控除対象寄附金の改正規定は、平成31年6月1日から施行すること。(改正条例附則第1項関係)
- (2) この条例の施行に係る所要の経過措置を定めること。(改正条例附則第2項から第6項関係)

豊岡市市税条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（寄附金税額控除）</p> <p>第34条の7 所得割の納稅義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭のうち市長が別に定めるものを支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納稅義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金</p> <p>を支出した場合にあっては、当該控除すべき額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p>	<p>（寄附金税額控除）</p> <p>第34条の7 所得割の納稅義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭のうち市長が別に定めるものを支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納稅義務者が前年に同條第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めることにより計算した金額とする。</p>

附 則  
(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 略

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 略

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が

平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないとときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

- (1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないとときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第 7 条の 4 第34条の 7 の規定の適用を受ける市民税の所得割の納稅義務者が、法第314条の 7 第 2 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の 3 第 2 項に規定する課稅総所得金額、課稅退職所得金額及び課稅山林所得金額を有しない場合であつて、当該納稅義務者の前年中の所得について、附則第16条の 3 第 1 項、附則第19条第 1 項、附則第17条第 1 項、附則第18条第 1 項、附則第20条第 1 項の規定の適用を受けたときは、第34条の 7 第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項（法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)

第 9 条 法附則第 7 条第 8 項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の 7 第 1 項及び第 2 項の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の 2 第 4 項の規定による申告書の提出（第36条の 3 の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第 2 条第 1 項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の 7 第 1 号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において、「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第 7 条第 8 項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長

に対し、同条第 8 項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）に対し、同条

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第 7 条の 4 第34条の 7 の規定の適用を受ける市民税の所得割の納稅義務者が、法第314条の 7 第 11 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の 3 第 2 項に規定する課稅総所得金額、課稅退職所得金額及び課稅山林所得金額を有しない場合であつて、当該納稅義務者の前年中の所得について、附則第16条の 3 第 1 項、附則第19条第 1 項、附則第17条第 1 項、附則第18条第 1 項、附則第20条第 1 項の規定の適用を受けたときは、第34条の 7 第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項（法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)

第 9 条 法附則第 7 条第 8 項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の 7 第 1 項及び第 2 項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の 2 第 4 項の規定による申告書の提出（第36条の 3 の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第 2 条第 1 項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金（以下この項及び次条において「特例控除対象寄附金」という。）を支出する際、法附則第 7 条第 8 項から第10項までに規定するところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第 3 項において「都道府県知事等」といいう。）に対し、同条第 8 項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）に對して、申告特例通知書

「知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」といいう。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他の施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

#### 4 略

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

「知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」といいう。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った都道府県知事等に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他の施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

#### 4 略

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特別控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には\_\_\_\_\_、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

#### 第16条 法附則第30条第1項

第16条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後

段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分

以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円	4,600円
	6,900円	8,200円	8,200円
	10,800円	12,900円	12,900円
	3,800円	4,500円	4,500円
	5,000円	6,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車  
 (ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条(第5項を除く。)において同じ。)に対する第82条の規定の適用について  
 は、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車  
 (前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車  
 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車

に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合は平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合は平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合は平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ  
る字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円

<p><u>7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車</u>            (前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>第4項の表</u>の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p><u>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車</u>            (前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>次の表</u>の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">第2号ア</th> <th style="text-align: right; padding-bottom: 5px;">3,900円</th> <th style="text-align: right; padding-bottom: 5px;">3,000円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left; padding-top: 5px;"></td> <td style="text-align: right; padding-top: 5px;">6,900円</td> <td style="text-align: right; padding-top: 5px;">5,200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding-top: 5px;"></td> <td style="text-align: right; padding-top: 5px;">10,800円</td> <td style="text-align: right; padding-top: 5px;">8,100円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding-top: 5px;"></td> <td style="text-align: right; padding-top: 5px;">3,800円</td> <td style="text-align: right; padding-top: 5px;">2,900円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding-top: 5px;"></td> <td style="text-align: right; padding-top: 5px;">5,000円</td> <td style="text-align: right; padding-top: 5px;">3,800円</td> </tr> </tbody> </table>	第2号ア	3,900円	3,000円		6,900円	5,200円		10,800円	8,100円		3,800円	2,900円		5,000円	3,800円	<p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に關し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。            次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2～4 略</p>
第2号ア	3,900円	3,000円														
	6,900円	5,200円														
	10,800円	8,100円														
	3,800円	2,900円														
	5,000円	3,800円														

専決第6号

## 平成30年度豊岡市一般会計補正予算（第13号）

平成30年度豊岡市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

- 第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101,994千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,321,994千円とする。
- 2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

### （地方債の補正）

- 第2条 地方債の廃止及び変更は、「第2表地方債補正」による。

平成31年3月29日専決

豊岡市長 中貝宗治

## 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 地 方 譲 与 税		377,072	△15,007	362,065
	1. 地方揮発油譲与税	101,089	3,284	104,373
	2. 自動車重量譲与税	275,518	△18,409	257,109
	4. 航空機燃料譲与税	465	118	583
3. 利 子 割 交 付 金		16,814	1,316	18,130
	1. 利子割交付金	16,814	1,316	18,130
4. 配 当 割 交 付 金		43,505	10,798	54,303
	1. 配当割交付金	43,505	10,798	54,303
5. 株式等譲渡所得割交付金		48,249	△5,270	42,979
	1. 株式等譲渡所得割交付金	48,249	△5,270	42,979
6. 地 方 消 費 税 交 付 金		1,444,897	58,034	1,502,931
	1. 地方消費税交付金	1,444,897	58,034	1,502,931
7. ゴルフ場利用税交付金		12,498	△904	11,594
	1. ゴルフ場利用税交付金	12,498	△904	11,594
8. 自動車取得税交付金		182,282	△22,473	159,809
	1. 自動車取得税交付金	182,282	△22,473	159,809
10. 地 方 交 付 税		17,434,787	339,877	17,774,664
	1. 地方交付税	17,434,787	339,877	17,774,664
11. 交通安全対策特別交付金		12,208	△835	11,373
	1. 交通安全対策特別交付金	12,208	△835	11,373
14. 国 庫 支 出 金		4,646,364	2,365	4,648,729
	1. 国庫負担金	2,891,026	2,365	2,893,391
15. 県 支 出 金		3,035,081	4,898	3,039,979
	2. 県補助金	1,348,536	4,898	1,353,434
16. 財 産 収 入		252,557	67	252,624
	1. 財産運用収入	138,808	67	138,875
18. 繰 入 金		2,038,364	△229,072	1,809,292
	2. 基金繰入金	1,871,355	△229,072	1,642,283

一般会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
21. 市 債		3,799,400	△41,800	3,757,600
	1. 市 債	3,799,400	△41,800	3,757,600
歳 入 合 計		47,220,000	101,994	47,321,994

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		6,338,324	100,067	6,438,391
	1. 総 務 管 理 費	5,767,090	100,067	5,867,157
3. 民 生 費		12,166,139	2,365	12,168,504
	4. 生 活 保 護 費	852,039	2,365	854,404
12. 公 債 費		6,710,977	△438	6,710,539
	1. 公 債 費	6,710,977	△438	6,710,539
歳 出 合 計		47,220,000	101,994	47,321,994

第2表 地方債補正

廃止

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共土木施設 単独災害復旧事業費 〔公共土木施設〕	5,300 〔5,300〕	当初予算 記載のとおり	当初予算 記載のとおり	当初予算 記載のとおり
計	5,300			

変更

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
バス交通対策事業費 〔イナカ一〕	11,900 〔11,900〕	11,800 〔11,800〕
庁舎整備事業費 〔日高庁舎〕	40,800 〔40,800〕	34,400 〔34,400〕
地域振興事業費 〔太鼓橋〕	2,000 〔2,000〕	1,700 〔1,700〕
林道整備事業費 〔田ノ口柄本線〕	3,300 〔3,300〕	2,400 〔2,400〕
観光施設整備事業費 〔城崎文芸館〕	3,200 〔3,200〕	3,000 〔3,000〕
道路整備事業費 〔柄本太田線〕	96,400 〔19,300〕	93,800 〔17,400〕
〔大規模舗装修繕事業〕	〔9,500〕	〔8,900〕
〔加陽池端線〕	〔17,200〕	〔17,100〕
橋りょう整備事業費 〔上野橋〕	327,100 〔55,100〕	322,100 〔54,100〕
〔橋りょう長寿命化事業〕	〔190,200〕	〔186,200〕
消雪装置整備事業費	16,000	15,300
土地区画整理事業費 〔稻葉川〕	53,500 〔53,500〕	53,300 〔53,300〕

起債の目的	限度額					
	補	正	前	補	正	後
消防防災施設整備事業費		164,600			161,800	
〔消火栓〕		[24,000]			[21,200]	
スクールバス整備事業費		6,900			6,800	
〔城崎小・中学校スクールバス〕		[6,900]			[6,800]	
公立小学校整備事業費		217,400			213,000	
〔ブロック塀対策〕		[14,300]			[13,700]	
〔空調設備〕		[203,100]			[199,300]	
公立中学校整備事業費		176,200			175,800	
〔非構造部材等耐震化〕		[66,000]			[65,600]	
公立幼稚園整備事業費		16,800			15,900	
〔空調設備〕		[14,300]			[13,400]	
社会教育施設整備事業費		129,400			127,400	
〔歴史博物館〕		[24,800]			[24,700]	
〔生涯学習サロン〕		[68,200]			[66,300]	
保健体育施設整備事業費		149,900			151,200	
〔城崎ボートセンター〕		[13,500]			[13,000]	
〔出石野球場〕		[134,700]			[136,500]	
農林水産業施設補助災害復旧事業費		18,400			17,500	
〔農地農業用施設〕		[16,400]			[15,500]	
農林水産業施設単独災害復旧事業費		31,300			30,200	
〔農地農業用施設〕		[18,300]			[18,100]	
〔林業用施設〕		[13,000]			[12,100]	
過疎対策事業債 (過疎地域自立促進特別事業分)		155,300			146,500	
計		3,794,100			3,757,600	

平成30年度豊岡市一般会計  
補正予算（第13号）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1. 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税	377,072	△15,007	362,065
3. 利子割交付金	16,814	1,316	18,130
4. 配当割交付金	43,505	10,798	54,303
5. 株式等譲渡所得割交付金	48,249	△5,270	42,979
6. 地方消費税交付金	1,444,897	58,034	1,502,931
7. ゴルフ場利用税交付金	12,498	△904	11,594
8. 自動車取得税交付金	182,282	△22,473	159,809
10. 地方交付税	17,434,787	339,877	17,774,664
11. 交通安全対策特別交付金	12,208	△835	11,373
14. 国庫支出金	4,646,364	2,365	4,648,729
15. 県支出金	3,035,081	4,898	3,039,979
16. 財産収入	252,557	67	252,624
18. 繰入金	2,038,364	△229,072	1,809,292
21. 市債	3,799,400	△41,800	3,757,600
歳入合計	47,220,000	101,994	47,321,994



(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総務費	6,338,324	100,067	6,438,391
3. 民生費	12,166,139	2,365	12,168,504
6. 農林水産業費	1,776,678	0	1,776,678
7. 商工費	1,056,050	0	1,056,050
8. 土木費	5,808,307	0	5,808,307
9. 消防費	1,980,413	0	1,980,413
10. 教育費	5,682,619	0	5,682,619
11. 災害復旧費	908,799	0	908,799
12. 公債費	6,710,977	△438	6,710,539
歳出合計	47,220,000	101,994	47,321,994

一般会計

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	△9,800	67	109,800
	△1,800	928	3,237
	△900		900
	△700		700
	△9,900		9,900
	△2,800		2,800
	△8,600		8,600
	△6,500		6,500
			△438
0	△41,000	995	141,999

## 2. 歳 入

## (款) 2. 地方譲与税

## (項) 1. 地方揮発油譲与税

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方揮発油譲与税	101,089	3,284	104,373
計	101,089	3,284	104,373

## (款) 2. 地方譲与税

## (項) 2. 自動車重量譲与税

目	補正前の額	補正額	計
1. 自動車重量譲与税	275,518	△18,409	257,109
計	275,518	△18,409	257,109

## (款) 2. 地方譲与税

## (項) 4. 航空機燃料譲与税

目	補正前の額	補正額	計
1. 航空機燃料譲与税	465	118	583
計	465	118	583

## (款) 3. 利子割交付金

## (項) 1. 利子割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 利子割交付金	16,814	1,316	18,130
計	16,814	1,316	18,130

## (款) 4. 配当割交付金

## (項) 1. 配当割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 配当割交付金	43,505	10,798	54,303
計	43,505	10,798	54,303

(単位 千円)

節		説	明
区分	金額		
1. 地方揮発油譲与税	3,284	地方揮発油譲与税	3,284

(単位 千円)

節		説	明
区分	金額		
1. 自動車重量譲与税	△18,409	自動車重量譲与税	△18,409

(単位 千円)

節		説	明
区分	金額		
1. 航空機燃料譲与税	118	航空機燃料譲与税	118

(単位 千円)

節		説	明
区分	金額		
1. 利子割交付金	1,316	利子割交付金	1,316

(単位 千円)

節		説	明
区分	金額		
1. 配当割交付金	10,798	配当割交付金	10,798

## (款) 5. 株式等譲渡所得割交付金

## (項) 1. 株式等譲渡所得割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 株式等譲渡所得割交付金	48,249	△5,270	42,979
計	48,249	△5,270	42,979

## (款) 6. 地方消費税交付金

## (項) 1. 地方消費税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方消費税交付金	1,444,897	58,034	1,502,931
計	1,444,897	58,034	1,502,931

## (款) 7. ゴルフ場利用税交付金

## (項) 1. ゴルフ場利用税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. ゴルフ場利用税交付金	12,498	△904	11,594
計	12,498	△904	11,594

## (款) 8. 自動車取得税交付金

## (項) 1. 自動車取得税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 自動車取得税交付金	182,282	△22,473	159,809
計	182,282	△22,473	159,809

## (款) 10. 地方交付税

## (項) 1. 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方交付税	17,434,787	339,877	17,774,664
計	17,434,787	339,877	17,774,664

一般会計

(単位 千円)

節		説	明
区分	金額		
1. 株式等譲渡所得割交付金	△5,270	株式等譲渡所得割交付金	△5,270

(単位 千円)

節		説	明
区分	金額		
1. 地方消費税交付金	58,034	地方消費税交付金	58,034

(単位 千円)

節		説	明
区分	金額		
1. ゴルフ場利用税交付金	△904	ゴルフ場利用税交付金	△904

(単位 千円)

節		説	明
区分	金額		
1. 自動車取得税交付金	△22,473	自動車取得税交付金	△22,473

(単位 千円)

節		説	明
区分	金額		
1. 地方交付税	339,877	普通交付税 特別交付税 震災復興特別交付税	23,513 316,341 23

## (款) 11. 交通安全対策特別交付金

## (項) 1. 交通安全対策特別交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 交通安全対策特別交付金	12,208	△835	11,373
計	12,208	△835	11,373

## (款) 14. 国庫支出金

## (項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
3. 民生費国庫負担金	2,620,057	2,365	2,622,422
計	2,891,026	2,365	2,893,391

## (款) 15. 県支出金

## (項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費県補助金	18,887	4,898	23,785
計	1,348,536	4,898	1,353,434

## (款) 16. 財産収入

## (項) 1. 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
3. 基金運用収入	450	67	517
計	138,808	67	138,875

## (款) 18. 繰入金

## (項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	775,868	△230,000	545,868
13. 地域振興基金繰入金	737,778	928	738,706
計	1,871,355	△229,072	1,642,283

一般会計

(単位 千円)

節		説	明
区分	金額		
1. 交通安全対策特別交付金	△835	交通安全対策特別交付金	△835

(単位 千円)

節		説	明
区分	金額		
4. 生活保護費負担金	2,365	生活保護費負担金(過年度分)	2,365

(単位 千円)

節		説	明
区分	金額		
1. 総務管理費補助金	4,898	市町振興支援交付金	4,898

(単位 千円)

節		説	明
区分	金額		
1. 基金運用収入	67	土地開発基金運用収入	67

(単位 千円)

節		説	明
区分	金額		
1. 財政調整基金繰入金	△230,000	財政調整基金繰入金	△230,000
1. 地域振興基金繰入金	928	地域振興基金繰入金	928

(款) 21. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
2. 総務債	65,000	△6,800	58,200
6. 農林水産業債	224,000	△900	223,100
7. 商工債	3,200	△200	3,000
8. 土木債	591,000	△8,500	582,500
9. 消防債	473,500	△2,800	470,700
10. 教育債	696,600	△6,500	690,100
11. 災害復旧債	181,800	△7,300	174,500

一般会計

(単位 千円)

節		説	明
区分	金額		
1. 総務管理債	△6,800	バス交通対策事業債 イナカ一 庁舎整備事業債 日高庁舎 地域振興事業債 太鼓橋	△100 △100 △6,400 △6,400 △300 △300
2. 林業債	△900	林道整備事業債 田ノ口柄本線	△900 △900
1. 商工債	△200	観光施設整備事業債 城崎文芸館	△200 △200
2. 道路橋りょう債	△8,300	道路整備事業債 柄本太田線 大規模舗装修繕事業 加陽池端線 橋りょう整備事業債 上野橋 橋りょう長寿命化事業 消雪装置整備事業債	△2,600 △1,900 △600 △100 △5,000 △1,000 △4,000 △700
5. 都市計画債	△200	土地区画整理事業債 稻葉川	△200 △200
1. 消防債	△2,800	消防防災施設整備事業債 消火栓	△2,800 △2,800
1. 教育総務債	△100	スクールバス整備事業債 城崎小・中学校スクールバス	△100 △100
2. 小学校債	△4,400	公立小学校整備事業債 ブロック塀対策 空調設備	△4,400 △600 △3,800
3. 中学校債	△400	公立中学校整備事業債 非構造部材等耐震化	△400 △400
4. 幼稚園債	△900	公立幼稚園整備事業債 空調設備	△900 △900
5. 社会教育債	△2,000	社会教育施設整備事業債 歴史博物館 生涯学習サロン	△2,000 △100 △1,900
6. 保健体育債	1,300	保健体育施設整備事業債 城崎ボートセンター 出石野球場	1,300 △500 1,800
1. 農林水産業施設災害復旧債	△2,000	補助災害復旧事業債 農地農業用施設 単独災害復旧事業債 農地農業用施設 林業用施設	△900 △900 △1,100 △200 △900

## (款) 21. 市債

## (項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
(災害復旧債)			
15. 過疎対策事業債(過疎地域自立促進特別事業分)	155,300	△8,800	146,500
計	3,799,400	△41,800	3,757,600

(単位 千円)

節		説	明
区分	金額		
2. 公共土木施設災害復旧債	△5,300	単独災害復旧事業債 公共土木施設	△5,300 △5,300
1. 過疎対策事業債（過疎地域自立促進特別事業分）	△8,800	過疎対策事業債（過疎地域自立促進特別事業分）	△8,800

## (款) 2. 総務費

## (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 財産管理費	919,059	100,067	1,019,126			67	100,000
6. 企画費	218,258	0	218,258		△300		300
8. 公共交通対策費	300,300	0	300,300		△1,900		1,900
13. 城崎振興局費	30,171	0	30,171		△300		300
14. 竹野振興局費	35,760	0	35,760		△200		200
15. 日高振興局費	74,918	0	74,918		△6,400		6,400
32. 地域コミュニティ推進費	346,719	0	346,719		△700		700
計	5,767,090	100,067	5,867,157		△9,800	67	109,800

## (款) 3. 民生費

## (項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10. 医療費助成事業費	372,371	0	372,371			928	△928
11. 健康福祉施設管理費	135,961	0	135,961		△1,800		1,800
計	3,841,832	0	3,841,832		△1,800	928	872

## (款) 3. 民生費

## (項) 4. 生活保護費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 扶助費	790,189	2,365	792,554				2,365
計	852,039	2,365	854,404				2,365

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
25. 積立金	100,000	基金管理費 【財政課】 財政調整基金積立金 100,000
28. 繰出金	67	土地開発基金繰出金（運用利子） 【財政課】 土地開発基金繰出金 67
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
23. 債還金、利子及び割引	2,365	生活保護措置費 【社会福祉課】 国県負担金等精算返納金 国庫負担金返納金

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 2. 林業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2. 林業振興費	160,839	0	160,839		△900		900	
計	207,533	0	207,533		△900		900	

## (款) 7. 商工費

## (項) 1. 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
5. 観光費	196,982	0	196,982		△500		500	
9. 観光施設管理費	105,519	0	105,519		△200		200	
計	1,056,050	0	1,056,050		△700		700	

## (款) 8. 土木費

## (項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2. 道路維持費	236,160	0	236,160		△600		600	
3. 道路新設改良費	149,918	0	149,918		△2,000		2,000	
4. 雪害対策費	452,570	0	452,570		△700		700	
5. 橋りょう維持費	509,350	0	509,350		△4,000		4,000	
6. 橋りょう新設改良費	290,335	0	290,335		△1,000		1,000	
計	1,839,585	0	1,839,585		△8,300		8,300	

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

## (款) 8. 土木費

## (項) 5. 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
1. 都市計画総務費	141,114	0	141,114		△1,400		1,400	
5. 土地区画整理費	74,182	0	74,182		△200		200	
計	3,082,070	0	3,082,070		△1,600		1,600	

## (款) 9. 消防費

## (項) 1. 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
3. 消防施設費	126,525	0	126,525		△2,800		2,800	
計	1,980,413	0	1,980,413		△2,800		2,800	

## (款) 10. 教育費

## (項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
2. 事務局費	415,924	0	415,924		△100		100	
計	716,073	0	716,073		△100		100	

## (款) 10. 教育費

## (項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
1. 小学校管理費	609,128	0	609,128		△600		600	
3. 小学校施設整備費	600,970	0	600,970		△3,800		3,800	
計	1,296,709	0	1,296,709		△4,400		4,400	

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
		財源更正

## (款) 10. 教育費

## (項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
3. 中学校施設整備費	178,893	0	178,893		△400		400	
計	548,268	0	548,268		△400		400	

## (款) 10. 教育費

## (項) 4. 幼稚園費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1. 幼 稚 園 費	384,130	0	384,130		△900		900	
計	384,130	0	384,130		△900		900	

## (款) 10. 教育費

## (項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1. 社会教育総務費	218,316	0	218,316		△1,900		1,900	
9. 博物館等管理費	181,811	0	181,811		△100		100	
14. 資 料 館 費	22,198	0	22,198		△2,000		2,000	
計	975,004	0	975,004		△4,000		4,000	

## (款) 10. 教育費

## (項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
4. 体 育 館 費	72,617	0	72,617		△600		600	
5. 市民グラウンド費	851,811	0	851,811		1,800		△1,800	
計	1,762,435	0	1,762,435		1,200		△1,200	

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
		財源更正

## (款) 11. 災害復旧費

## (項) 1. 農林水産業施設災害復旧費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1. 農林水産業施設災害復旧費	245,664	0	245,664		△1,200		1,200	
計	245,664	0	245,664		△1,200		1,200	

## (款) 11. 災害復旧費

## (項) 2. 公共土木施設災害復旧費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1. 公共土木施設災害復旧費	663,135	0	663,135		△5,300		5,300	
計	663,135	0	663,135		△5,300		5,300	

## (款) 12. 公債費

## (項) 1. 公債費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2. 利子	422,946	△438	422,508				△438	
計	6,710,977	△438	6,710,539				△438	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
23. 償還金、利子及び割引	△438	市債利子 【財政課】 市債利子
		△438 △438

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中	
			当 該 年 度 中 起 債	
			補 正 前 の 額	補 正 額
1. 普 通 債	45,746,673	41,097,036	2,557,900	△ 25,700
(1) 総 務	9,960,583	7,245,578	175,800	△ 6,800
(4) 農 林 水 産	1,083,513	1,007,442	224,000	△ 900
(5) 商 工	2,604,661	2,443,611	3,200	△ 200
(6) 土 木	9,501,905	8,896,522	806,900	△ 8,500
(7) 消 防	2,976,154	2,820,648	532,500	△ 2,800
(8) 教 育	10,917,510	10,250,956	756,100	△ 6,500
2. 災 害 復 旧 債	48,395	64,526	312,900	△ 7,300
(1) 農 林 水 産	1,577	25,138	98,500	△ 2,000
(2) 土 木	46,818	39,388	214,400	△ 5,300
3. そ の 他 債	15,941,172	16,223,192	1,504,900	△ 8,800
(3) 臨 時 財 政 対 策 債	14,780,658	15,238,574	1,349,600	
(5) 過疎対策事業債 (過疎地域自立促進特別事業分)	467,504	439,840	155,300	△ 8,800
合 計	61,736,240	57,384,754	4,375,700	△ 41,800

(単位 千円)

増 減 見 込 み		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
2,532,200	5,008,797	38,646,139	△ 25,700	38,620,439
169,000	1,025,804	6,395,574	△ 6,800	6,388,774
223,100	186,319	1,045,123	△ 900	1,044,223
3,000	228,852	2,217,959	△ 200	2,217,759
798,400	1,397,828	8,305,594	△ 8,500	8,297,094
529,700	493,022	2,860,126	△ 2,800	2,857,326
749,600	1,187,970	9,819,086	△ 6,500	9,812,586
305,600	8,648	368,778	△ 7,300	361,478
96,500	8,371	115,267	△ 2,000	113,267
209,100	277	253,511	△ 5,300	248,211
1,496,100	1,270,265	16,457,827	△ 8,800	16,449,027
1,349,600	1,010,908	15,577,266		15,577,266
146,500	153,504	441,636	△ 8,800	432,836
4,333,900	6,287,710	55,472,744	△ 41,800	55,430,944

歳入補正予算総括表

款 名 称		補正前の額	補 正 額	計
2	地 方 譲 与 税	377,072	△ 15,007	362,065
3	利 子 割 交 付 金	16,814	1,316	18,130
4	配 当 割 交 付 金	43,505	10,798	54,303
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	48,249	△ 5,270	42,979
6	地 方 消 費 税 交 付 金	1,444,897	58,034	1,502,931
7	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	12,498	△ 904	11,594
8	自 動 車 取 得 税 交 付 金	182,282	△ 22,473	159,809
10	地 方 交 付 税	17,434,787	339,877	17,774,664
11	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,208	△ 835	11,373
14	国 庫 支 出 金	4,646,364	2,365	4,648,729
15	県 支 出 金	3,035,081	4,898	3,039,979
16	財 産 収 入	252,557	67	252,624
18	繰 入 金	2,038,364	△ 229,072	1,809,292
21	市 債	3,799,400	△ 41,800	3,757,600
歳 入 合 計		47,220,000	101,994	47,321,994

(単位 千円)

主な内 容			
地方揮発油譲与税	3,284	自動車重量譲与税	△ 18,409
航空機燃料譲与税	118		
普通交付税	23,513	特別交付税	316,341
震災復興特別交付税	23		
生活保護費（過年度分）	2,365		
市町振興支援交付金	4,898		
土地開発基金運用収入	67		
財政調整基金	△ 230,000	地域振興基金	928
バス交通対策事業債	△ 100	庁舎整備事業債	△ 6,400
地域振興事業債	△ 300	林道整備事業債	△ 900
観光施設整備事業債	△ 200	道路整備事業債	△ 2,600
橋りょう整備事業債	△ 5,000	消雪装置整備事業債	△ 700
土地区画整理事業債	△ 200	消防防災施設整備事業債	△ 2,800
スクールバス整備事業債	△ 100	公立小学校整備事業債	△ 4,400
公立中学校整備事業債	△ 400	公立幼稚園整備事業債	△ 900
社会教育施設整備事業債	△ 2,000	保健体育施設整備事業債	1,300
補助災害復旧事業債（農地農業林業用施設）	△ 900	単独災害復旧事業債（農地農業林業用施設）	△ 1,100
単独災害復旧事業債（公共土木施設）	△ 5,300	過疎対策事業債 (過疎地域自立促進特別事業分)	△ 8,800

歳出補正予算総括表

款 名 称		補正前の額	補 正 額	計
2	総務費	6,338,324	100,067	6,438,391
3	民生費	12,166,139	2,365	12,168,504
12	公債費	6,710,977	△ 438	6,710,539
歳出合計		47,220,000	101,994	47,321,994

(単位 千円)

主な内容		
基金管理費	100,000	土地開発基金繰出金（運用利子）
生活保護措置費	2,365	
市債利子	△ 438	

歳出節別補正予算

(単位 千円)

番号	節 別	補正前の額	補 正 額	計
23	償還金、利子及び割引料	6,820,545	1,927	6,822,472
25	積立金	831,301	100,000	931,301
28	繰出金	2,537,855	67	2,537,922
歳出合計		47,220,000	101,994	47,321,994

歳出性質別補正予算

(単位 千円)

番号	性 質 別	補正前の額	補 正 額	計
5	補 助 費 等	8,935,752	2,365	8,938,117
(2)	そ の 他	3,345,069	2,365	3,347,434
9	公 債 費	6,710,656	△ 438	6,710,218
(1)	元 利 償 還 費	6,707,656	△ 438	6,707,218
(イ)	利 子	419,946	△ 438	419,508
10	積 立 金	831,301	100,000	931,301
13	繰 出 金	2,537,855	67	2,537,922
歳 出 合 計		47,220,000	101,994	47,321,994

## 投資的経費一覧

<普通建設事業>

(単位 千円)

事 業 名		予算額	特 定 財 源			一般財源
			国県支出金	地 方 債	そ の 他	
総務費	バス交通対策事業費			△ 100		100
	城崎振興局プロジェクト事業費			△ 300		300
	日高庁舎管理費			△ 6,400		6,400
小 計				△ 6,800		6,800
農林水産業費	林道管理費			△ 900		900
小 計				△ 900		900
商工費	城崎文芸館管理費			△ 200		200
小 計				△ 200		200
土木費	道路維持事業費			△ 600		600
	市単独事業費			△ 100		100
	柄本太田線道路改良事業費			△ 1,900		1,900
	消雪装置整備事業費			△ 700		700
	橋りょう長寿命化事業費			△ 4,000		4,000
	上野橋整備事業費			△ 1,000		1,000
	稲葉川土地区画整理事業費			△ 200		200
小 計				△ 8,500		8,500
消防費	消火栓管理費			△ 2,800		2,800
小 計				△ 2,800		2,800
教育費	スクールバス運行管理費			△ 100		100
	学校施設管理費(小学校)			△ 600		600
	学校施設整備事業費(小学校)			△ 3,800		3,800
	学校施設整備事業費(中学校)			△ 400		400
	幼稚園施設管理費			△ 900		900
	生涯学習サロン整備事業費			△ 1,900		1,900
	歴史博物館管理費			△ 100		100
	城崎ボートセンター管理費			△ 500		500
	出石野球場管理費			1,800		△ 1,800
小 計				△ 6,500		6,500
合 計				△ 25,700		25,700

※今回の補正予算分のみ掲載

<災害復旧事業>

(単位:千円)

事業名	予算額	特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業費			△ 300	300
	林業用施設災害復旧事業費			△ 900	900
	公共土木施設災害復旧事業費			△ 5,300	5,300
合 計				△ 6,500	6,500

※今回の補正予算分のみ掲載

## 地方債の内訳

(単位 千円)

起債の種類	事業名	事業内容	補正予算 計上額
災害復旧事業債	農林水産業施設 補助災害復旧事業	農地農業用施設(充当率90%)	△ 900
	農林水産業施設 単独災害復旧事業	農地農業用施設(充当率74%・80%)	△ 200
	農林水産業施設 単独災害復旧事業	林業用施設(充当率65%)	△ 900
	公共土木施設 単独災害復旧事業	公共土木施設(充当率100%)	△ 5,300
小計			△ 7,300
学校教育施設等 整備事業債 (充当率100%)	公立小学校整備事業	ブロック塀対策	△ 200
		空調設備整備	△ 3,800
	公立幼稚園整備事業	空調設備整備	△ 900
小計			△ 4,900
合併特例債 (充当率95%)	道路整備事業	栃本太田線整備	△ 1,900
		大規模舗装修繕事業	△ 600
		加陽池端線整備	△ 100
	橋りょう整備事業	上野橋整備	△ 1,000
		橋りょう長寿命化事業	△ 6,100
	地区画整理事業	稻葉川地区画整理事業	△ 200
	社会教育施設整備事業	歴史博物館整備	△ 100
		生涯学習サロン整備	△ 1,900
	保健体育施設整備事業	出石野球場整備	1,800
小計			△ 10,100
緊急防災・ 減災事業債 (充当率100%)	庁舎整備事業	日高庁舎整備	△ 6,400
	観光施設整備事業	城崎文芸館整備	△ 200
	消防防災施設整備事業	消火栓整備	△ 2,800
	公立小学校整備事業	ブロック塀対策	△ 400
	公立中学校整備事業	非構造部材等耐震化事業	△ 400
小計			△ 10,200
辺地対策事業債 (充当率100%)	林道整備事業	林道田ノ口栃本線整備	△ 900
小計			△ 900

(単位 千円)

起債の種類	事業名	事業内容	補正予算 計上額
過疎対策事業債 (充当率 100%)	バス交通対策事業	イナカ一整備	△ 100
	地域振興事業	太鼓橋整備	△ 300
	橋りょう整備事業	橋りょう長寿命化事業	2,100
	消雪装置整備事業	消雪装置整備	△ 700
	スクールバス整備事業	城崎小・中学校スクールバス整備	△ 100
	保健体育施設整備事業	城崎ポートセンター競技用艇整備	△ 500
小 計			400
過疎対策事業債 (過疎地域自立促進特別事業分)	過疎対策事業債 (過疎地域自立促進特別事業分)		△ 8,800
小 計			△ 8,800
合 計			△ 41,800

※今回の補正予算分のみ掲載



報告第5号

平成30年度豊岡市繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和元年6月7日提出

豊岡市長 中貝宗治

平成30年度 豊岡市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	財産管理費	11,390,000
		プレミアム付商品券事業	6,195,000
		鉄道交通対策事業	11,815,000
		専門職大学誘致推進事業	525,500,000
6. 農林水産業費	1. 農業費	地籍調査事業	44,132,000
		林道管理費	6,505,000
	2. 林業費	治山事業	38,280,000
		漁港管理費	2,990,000
		水産業振興事業	2,500,000
8. 土木費	1. 土木管理費	急傾斜地崩壊対策事業	114,000,000
		内水処理事業	56,500,000
		排水機樋門管理費	4,600,000
	2. 道路橋りょう費	道路維持事業	41,000,000
		市単独事業(道路)	16,300,000
		池上日吉線道路改良事業	40,000,000
		柄本太田線道路改良事業	31,720,000
		橋りょう維持事業	3,000,000
		橋りょう長寿命化事業	296,228,000
		柄江橋整備事業	132,397,000
		上野橋整備事業	66,900,000
		生活道路排水路整備事業	8,900,000
9. 消防費	1. 消防費	情報通信設備管理費	5,206,000
		消防栓管理費	2,500,000
10. 教育費	2. 小学校費	学校施設管理費	77,346,000
		学校施設整備事業	550,806,000

(単位 円)

翌年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				
	既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 国 県 支 出 金	特 定 地 方 債	財 源 そ の 他	一 般 財 源
11,390,000	0	0	0	0	11,390,000
6,195,000	0	6,195,000	0	0	0
11,815,000	0	0	0	0	11,815,000
525,500,000	525,500,000	0	0	0	0
44,132,000	0	28,592,000	0	0	15,540,000
4,249,000	0	0	0	0	4,249,000
38,280,000	0	21,000,000	0	315,000	16,965,000
2,990,000	0	0	0	0	2,990,000
2,500,000	0	0	0	0	2,500,000
114,000,000	0	76,000,000	0	1,140,000	36,860,000
56,500,000	0	0	41,800,000	0	14,700,000
4,600,000	0	0	0	0	4,600,000
36,800,000	0	2,598,000	12,400,000	0	21,802,000
16,300,000	0	0	15,400,000	0	900,000
40,000,000	0	0	38,000,000	0	2,000,000
29,312,000	0	12,608,000	15,800,000	0	904,000
3,000,000	0	0	0	0	3,000,000
288,997,000	0	165,012,426	118,500,000	0	5,484,574
132,397,000	0	70,866,761	58,400,000	0	3,130,239
66,900,000	0	25,504,750	39,300,000	0	2,095,250
8,900,000	0	0	0	0	8,900,000
4,320,000	0	0	0	0	4,320,000
2,500,000	0	0	2,500,000	0	0
77,346,000	0	4,581,000	11,100,000	0	61,665,000
517,007,000	0	94,937,000	181,200,000	0	240,870,000

款	項	事業名	金額
10. 教育費 (つづき)	3. 中学校費	学校施設管理費	2,158,000
	4. 幼稚園費	幼稚園施設管理費	40,480,000
	5. 社会教育費	歴史博物館管理費	5,033,000
		植村直己冒険館機能強化事業	2,916,000
	6. 保健体育費	保健体育総務費	9,936,000
11. 災害復旧費	1. 農林水産業施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業	130,300,000
		林業用施設災害復旧事業	58,323,000
	2. 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	517,300,000
計			2,863,156,000

(単位 円)

翌年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳					一般財源	
	既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源					
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
2,158,000	0	571,000	1,000,000	0	587,000		
39,562,000	0	7,254,000	13,400,000	0	18,908,000		
5,033,000	0	0	4,700,000	0	333,000		
2,916,000	1,458,000	0	0	0	1,458,000		
9,936,000	0	0	0	0	9,936,000		
130,300,000		64,336,000	23,900,000	3,005,000	39,059,000		
58,323,000	0	34,669,000	14,100,000	0	9,554,000		
498,845,000	0	251,312,000	125,400,000	0	122,133,000		
2,793,003,000	526,958,000	866,036,937	716,900,000	4,460,000	678,648,063		

令和元年6月7日 提出

豊岡市長 中貝宗治



報告第6号

平成30年度豊岡市水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、別紙のとおり予算の繰越しをしたから、同条第3項の規定により、報告する。

令和元年6月7日提出

豊岡市長 中貝宗治

平成30年度豊岡市水道事業会計予算継越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の継越額

款 項	項 名	予 算 額	支 払 義 務 額	翌 年 度 額	左 の 財 源		不 用 額	翌年改修超過額 に係る廃止を 要するたな卸 資本の購入限 度額	明 説
					企 業 債	他 会 員 負 担 金			
第1款 資本的支出	第1項 建設改良費	82,854,000	74,654,000	41,600,000	2,000,000	0	31,054,000	0	0
	配水施設整備事業	8,200,000	8,200,000	33,800,000	2,000,000	0	30,948,000	0	0
	老朽配水管等整備	74,948,000	66,748,000	7,800,000	0	0	106,000	0	0
	施設整備	7,906,000	0						
	計	82,854,000	8,200,000	74,654,000	41,600,000	2,000,000	31,054,000	0	0

報告第7号

平成30年度豊岡市下水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、別紙のとおり予算の繰越しをしたから、同条第3項の規定により、報告する。

令和元年6月7日提出

豊岡市長 中貝宗治

平成30年度豊岡市下水道事業会計予算繰越額

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算額	支払義務額	翌年度額	左の財源内訳			不使用額	翌年度繰越額に係る新たな卸資産の購入額	説明
						企業債	国庫補助金	工事負担金			
第1款	第1項 建設改良費	公共下水道事業	1,250,641,000	559,300,000	691,341,000	333,300,000	357,890,574	0	150,426	0	0
		田鶴野汚水調整池整備事業	99,020,000	24,600,000	74,420,000	37,300,000	37,110,000	0	10,000	0	0
		神美北部汚水調整池整備事業	50,713,000	0	50,713,000	25,400,000	25,256,074	0	56,926	0	0
		八代汚水調整池整備事業	16,616,000	0	16,616,000	8,400,000	8,208,000	0	8,000	0	0
		マンホールボンブ長寿命化事業	13,703,000	0	13,703,000	6,900,000	6,801,088	0	1,912	0	0
		桃島雨水ポンプ場長寿命化事業	106,040,000	76,100,000	29,940,000	15,000,000	14,870,000	0	70,000	0	0
		豊岡市淨化センター長寿命化対策事業	964,549,000	458,600,000	505,949,000	240,300,000	265,645,412	0	3,583	0	0
		特定環境保全公共下水道事業	111,065,000	30,400,000	80,665,000	40,400,000	40,196,800	0	68,200	0	0
		知見汚水調整池整備事業	46,929,000	0	46,929,000	23,500,000	23,414,400	0	14,600	0	0
		切浜汚水調整池整備事業	13,600,000	0	13,600,000	6,800,000	6,750,000	0	50,000	0	0
		平田汚水調整池整備事業	50,536,000	30,400,000	20,136,000	10,100,000	10,032,400	0	3,600	0	0
	計		1,361,706,000	589,700,000	772,006,000	373,700,000	398,087,374	0	218,626	0	0

報告第8号

平成30年度豊岡市土地開発公社の決算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和元年6月7日提出

豊岡市長 中貝宗治



令和元年5月7日

豊岡市長 中貝宗治様

豊岡市土地開発公社  
理事長 前野文孝

平成30年度豊岡市土地開発公社決算書について

みだしのことについて、別紙のとおり提出します。



平成30年度

# 豊岡市土地開発公社決算書

自 平成30年 4月 1日

至 平成31年 3月 31日



## 目 次

1.	事業報告書	.....
2.	決算報告書	.....
3.	財産目録	.....
4.	財務諸表	
(1)	貸借対照表	.....
(2)	損益計算書	.....
(3)	キャッシュ・フロー計算書	.....
(4)	公有用地明細表	.....
(5)	代替地明細表	.....
(6)	現金及び預金明細表	.....
(7)	長期借入金明細表	.....
(8)	資本金明細表	.....
(9)	収益明細表	.....
(10)	費用明細表	.....
平成30年度豊岡市土地開発公社の 決算監査の結果について（報告）		.....

## 1. 事業報告書

### (1) 総括事項

#### (事業資産の取得)

事業資産の取得はありませんでした。

#### (事業資産の処分)

事業資産の処分はありませんでした。

従いまして、当年度末の事業資産保有高は、面積で 375,828.70 m<sup>2</sup>、金額で 167,974,855 円となり、前年度末と変更はありません。

また、これに現金及び預金 92,294,850 円を加えた資産合計は、260,269,705 円となりました。

#### (経理)

損益計算では、事業収益及び事業原価ともに 0 円で、事業総損益は 0 円となりました。

事業総損益から販売費及び一般管理費 1,844,428 円を差し引いたところ、事業損失は 1,844,428 円となりました。

事業損失に事業外収益 5,501 円を加えた経常損失及び当年度純損失は 1,838,927 円となりました。

(2) 理事会議決事項

回数	議決年月日	件 名
1	30. 4. 3	・役員の選出について
2	30. 5. 9	・平成 29 年度決算の認定について ・土地開発公社の今後のあり方について
3	31. 2. 1	・平成 31 年度土地開発公社事業計画及び資金計画並びに当初予算について

(3) 行政官庁許認可事項

申請年月日	申 請 先	件 名	許認可年月日
30. 4. 6	神戸地方法務局	理事変更登記 (30. 3. 31 辞任 1名) (30. 4. 1 就任 1名)	30. 4. 9

(4) 役員に関する事項

(H31. 3. 31 現在)

役職名	氏名	市の役職名	就任年月日
理事長	前野文孝	副市長	29. 9. 15 (就任)
副理事長	土生田哉	政策調整部長	29. 4. 1 (重任)
常務理事	塚本繁樹	財政課長	29. 4. 1 (就任)
理事	上田英則	技監	29. 4. 1 (就任)
〃	成田寿道	総務部長	29. 5. 16 (就任)
〃	久保川伸幸	健康福祉部長	29. 4. 1 (就任)
〃	上田篤	環境経済部長	29. 4. 1 (就任)
〃	井上良一	都市整備部長	29. 4. 1 (重任)
〃	米田真一	上下水道部長	30. 4. 1 (就任)
〃	上野吉弘	用地課長	29. 4. 1 (就任)
監事	堂垣真弓	教育次長	30. 4. 1 (就任)
〃	三笠孔子	会計課長	30. 4. 1 (就任)

(5) 職員に関する事項

(H31. 3. 31 現在)

区分	係名	人数	職名	市の所属課名
豊岡市兼務職員	事務局長	1	行政職員	財政課経営管理係長
	管理係	2	〃	財政課経営管理係
	事業係	2	〃	用地課用地係、管理係
合計		5		

(6) 業務量

ア. 事業資産の取得

(単位 m<sup>2</sup> 円)

事業区分	事業計画		事業実績		備考
	面積	金額	面積	金額	
公有地 取得事業	道路用地				
	河川用地				
	学校用地				
	公園用地				
	下水道用地				
	代替用地				
	その他公共用地				
合 計		—	—	—	—

イ. 事業資産の処分

(単位 m<sup>2</sup> 円)

事業名	事業計画		事業実績			計 事業収益
	面積	土地処分価格	面積	土地処分価格	事務費	
公有用地						
代替地						
合 計		—	—	—	—	—

## 2. 決算報告書

### (1) 収益的収入及び支出

#### 収 入

(単位 円)

区分	予 算 額			決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減
	当初予算額	補正予算額	計		
第1款 事業収益	0	0	0	0	0
第1項 公有地取得 事業収益	0	0	0	0	0
第2款 事業外収益	4,000	0	4,000	5,501	1,501
第1項 受取利息	1,000	0	1,000	2,063	1,063
第2項 雑収益	3,000	0	3,000	3,438	438
合 計	4,000	0	4,000	5,501	1,501

#### 支 出

(単位 円)

区分	予 算 額			決 算 額	不 用 額
	当初予算額	補正予算額	計		
第1款 事業原価	0	0	0	0	0
第1項 公有地取得 事業原価	0	0	0	0	0
第2款 販売費及び 一般管理費	1,906,000	0	1,906,000	1,844,428	61,572
第1項 販売費及び 一般管理費	1,906,000	0	1,906,000	1,844,428	61,572
第3款 事業外費用	0	0	0	0	0
第1項 支払利息	0	0	0	0	0
第2項 雑損失	0	0	0	0	0
合 計	1,906,000	0	1,906,000	1,844,428	61,572

(2) 資本的収入及び支出

収 入

(単位 円)

区分	予 算 額			決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減
	当初予算額	補正予算額	計		
第1款 資本的収入	0	0	0	0	0
第1項 借入金	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

支 出

(単位 円)

区分	予 算 額			決 算 額	不 用 額
	当初予算額	補正予算額	計		
第1款 資本的支出	0	0	0	0	0
第1項 公有地 取得事業費	0	0	0	0	0
第2項 借入金 償還金	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

### 3. 財産目録

(平成31年3月31日)

(単位 円)

資産の部	
1. 流動資産	260,269,705
(1) 現金及び預金	92,294,850
(2) 事業未収金	0
(3) 公有用地	111,126,532
(4) 代替地	56,848,323
2. 固定資産	0
	<u>計 260,269,705</u>
負債の部	
1. 流動負債	0
(1) 未払金	0
2. 固定負債	0
(1) 長期借入金	0
	<u>計 0</u>

差引正味財産	260,269,705
--------	-------------

## 4. 財務諸表

### (1) 貸借対照表

#### 豊岡市土地開発公社 貸借対照表

(平成31年3月31日)

(単位 円)

#### 資産の部

##### 1. 流動資産

(1) 現金及び預金	92,294,850
(2) 事業未収金	0
(3) 公有用地	111,126,532
(4) 代替地	56,848,323
流動資産合計	260,269,705
資産合計	260,269,705

#### 負債の部

##### 2. 流動負債

(1) 未払金	0
(2) 短期借入金	0
流動負債合計	0

##### 3. 固定負債

(1) 長期借入金	0
固定負債合計	0
負債合計	0

#### 資本の部

##### 4. 資本金

(1) 基本財産	12,500,000
資本金合計	12,500,000

##### 5. 準備金

(1) 前期繰越準備金	249,608,632
(2) 当期純損失	1,838,927
準備金合計	247,769,705
資本合計	260,269,705
負債資本合計	260,269,705

#### 【注記事項】

- 重要な会計方針
- たな卸資産の評価基準及び評価方法…個別法による原価法によっております。

(2) 損益計算書

**豊岡市土地開発公社 損益計算書**

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

1. 事業収益	(単位 円)	
(1) 公有地取得事業収益	0	0
2. 事業原価		
(1) 公有地取得事業原価	0	0
事業総損益		0
3. 販売費及び一般管理費		<u>1,844,428</u>
事業損失		1,844,428
4. 事業外収益		
(1) 受取利息	2,063	
(2) 雜収益	<u>3,438</u>	<u>5,501</u>
5. 事業外費用		
(1) 支払利息	0	
(2) 雜損失	<u>0</u>	<u>0</u>
経常損失		<u>1,838,927</u>
当期純損失		<u>1,838,927</u>

(3) キャッシュ・フロー計算書

**豊岡市土地開発公社 キャッシュ・フロー計算書**

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

1. 事業活動によるキャッシュ・フロー

(単位 円)

公有地取得事業及び開発事業用地取得事業収入	0
その他事業収入	3,438
公有地取得事業及び開発事業用地取得事業支出	0
その他の業務支出	△ 1,844,428
小計	△ 1,840,990
利息の受取額	2,063
利息の支払額	0
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,838,927

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

定期預金の預入による支出	0
定期預金の払戻による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	0

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

長期借入れによる収入	0
長期借入金の返済による支出	0
金銭出資の受入による収入	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	0

4. 現金及び現金同等物増加額

△ 1,838,927

5. 現金及び現金同等物期首残高

81,633,777

6. 現金及び現金同等物期末残高

79,794,850

【注記事項】

- ・現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
- |                  |                |
|------------------|----------------|
| 現金及び預金勘定         | 92,294,850 円   |
| 預入期間が3ヶ月を越える定期預金 | △ 12,500,000 円 |
| 計                | 79,794,850 円   |

(4) 公有用地明細表

## 公 有 地

資 產 区 分 (取 得 年 度)		期 首 残 高		當 期 增 加 高	
		面 積 m <sup>2</sup>	金 額 円	面 積 m <sup>2</sup>	金 額 円
19	八代・小河江地区周辺 開 発 整 備 事 業 用 地	375,304.00	111,126,532	0.00	0
合 計		375,304.00	111,126,532	0.00	0

(5) 代替地明細表

## 代 替 地

資 產 区 分 (取 得 年 度)		期 首 残 高		當 期 增 加 高	
		面 積 m <sup>2</sup>	金 額 円	面 積 m <sup>2</sup>	金 額 円
7~ 14	都 市 計 画 事 業 代 替 用 地 (旧自教・八条)	524.70	56,848,323	0.00	0
合 計		524.70	56,848,323	0.00	0

## 明細表

(平成31年3月31日現在)

当期減少高		期末残高		摘要
面積 m <sup>2</sup>	金額 円	面積 m <sup>2</sup>	金額 円	
0.00	0	375,304.00	111,126,532	
0.00	0	375,304.00	111,126,532	

## 明細表

(平成31年3月31日現在)

当期減少高		期末残高		摘要
面積 m <sup>2</sup>	金額 円	面積 m <sup>2</sup>	金額 円	
0.00	0	524.70	56,848,323	
0.00	0	524.70	56,848,323	

(6) 現金及び預金明細表

## 現金及び預金明細表

(単位 円)

科 目	種 類	金 額	摘 要
現 金	—		
預 金	当 座		
	普 通	79,794,850	
	通 知		
	定 期	12,500,000	
満期保有目的 以外で保有す る有価証券	国 債		
	地 方 債		
	そ の 他		
計		92,294,850	

(7) 長期借入金明細表

## 長期借入金明細表

(単位 円)

借 入 先	利 率 (%)	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備 考
—	—	0	0	0	0	
計		0	0	0	0	

## (8) 資本金明細表

## 資本金明細表

(単位 円)

区分	出資団体名	出資額	摘要
基本財産	豊岡市	12,500,000	
計		12,500,000	

## (9) 収益明細表

## 収益明細表

(単位 円)

款項	目	節	金額	摘要
事業収益			0	
公有地取得 事業収益			0	
公有用地 売却収益			0	
	公有用地 売却収益		0	
代替地 売却収益			0	
	代替地 売却収益		0	
事業事務 費収益			0	
	事業事務 費収益		0	
事業外収益			5,501	
受取利息			2,063	
	受取利息		2,063	
	預金利息		2,063	定期預金 普通預金
				1,250 813
雑収益			3,438	
	その他の 雑収益		3,438	
	その他の 雑収益		3,438	土地使用料
合	計		5,501	3,438

## (10) 費用明細表

## 費用明細表

(単位 円)

款項	目	節	金額	摘要
事業原価			0	
公有地取得 事業原価			0	
	公有用地 売却原価		0	
	公有用地 売却原価		0	
	代替地 売却原価		0	
	代替地 売却原価		0	
販売費及び 一般管理費			1,844,428	
販売費及び 一般管理費			1,844,428	
	経費		1,844,428	
	旅費	10,400	普通旅費	10,400
	需用費	0		
	役務費	2,718	手数料	2,718
	使用料・ 賃借料	6,310	通行料	6,310
	負担金補助 及び交付金	1,825,000	職員給与負担金 連絡協議会負担金	1,820,000 5,000
	雑費	0		
合	計		1,844,428	

平成 31 年 4 月 16 日

豊岡市土地開発公社

理事長 前野文孝様

豊岡市土地開発公社

監事 堂垣真弓

監事 三笠孔子

平成 30 年度 豊岡市土地開発公社の  
決算監査の結果について（報告）

豊岡市土地開発公社定款第 7 条第 5 項の規定により、平成 30 年度決算諸表並びに関係書類（予算差引簿、預金残高証明書、公社登記簿写、証拠書類等）を監査した結果、計数は正確であり、適正に処理されていたことを認めます。

なお、保有土地について、関係課と協議を行い、事業化の検討、処分について引き続き努力をお願いします。



報告第9号

平成30年度豊岡市農業共済事業特別会計予算に係る弾力条項の適用  
について

平成30年度豊岡市農業共済事業特別会計予算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第3項の規定を適用したので、別紙のとおり報告する。

令和元年6月7日提出

豊岡市長 中貝宗治

## 地方公営企業法第24条第3項の規定の適用について

平成30年度豊岡市農業共済事業特別会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額について、次のとおり地方公営企業法第24条第3項の規定を適用する。

なお、畑作物共済勘定の事業費用中畑作物共済金の不足額178千円の支払財源に今年度業務勘定留保資金178千円を充てる。

(収 入)

(単位:千円)

科 目	既 決 予 定 額						
	農作物 共済勘定	家 畜 共済勘定	果 樹 共済勘定	畑作物 共済勘定	園芸施設 共済勘定	業務勘定	総 合
第1款 共済事業収益	6,164	66,881	33	1,850	2,742	78,261	155,931
第1項 営業収益	6,162	66,879	31	1,848	2,740	60,407	138,067
第2項 営業外収益	0	0	0	0	0	17,852	17,852
第3項 特別利益	2	2	2	2	2	2	12

科 目	地方公営企業法第24条第3項の規定による収入額						
	農作物 共済勘定	家 畜 共済勘定	果 樹 共済勘定	畑作物 共済勘定	園芸施設 共済勘定	業務勘定	総 合
第1款 共済事業収益	0	0	0	1,728	0	0	1,728
第1項 営業収益	0	0	0	1,728	0	0	1,728
第2項 営業外収益	0	0	0	0	0	0	0
第3項 特別利益	0	0	0	0	0	0	0

科 目	合 計						
	農作物 共済勘定	家 畜 共済勘定	果 樹 共済勘定	畑作物 共済勘定	園芸施設 共済勘定	業務勘定	総 合
第1款 共済事業収益	6,164	66,881	33	3,578	2,742	78,261	157,659
第1項 営業収益	6,162	66,879	31	3,576	2,740	60,407	139,795
第2項 営業外収益	0	0	0	0	0	17,852	17,852
第3項 特別利益	2	2	2	2	2	2	12

(支 出)

(単位:千円)

科 目	既 決 予 定 額						
	農作物 共済勘定	家 畜 共済勘定	果 樹 共済勘定	畑作物 共済勘定	園芸施設 共済勘定	業務勘定	総 合
第1款 共済事業費用	6,164	66,881	33	1,850	2,742	78,261	155,931
第1項 営業費用	6,162	66,879	26	1,833	2,740	78,158	155,798
第2項 営業外費用	0	0	0	0	0	1	1
第3項 特別損失	2	2	2	2	2	2	12
第4項 予備費	0	0	5	15	0	100	120

科 目	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額						
	農作物 共済勘定	家 畜 共済勘定	果 樹 共済勘定	畑作物 共済勘定	園芸施設 共済勘定	業務勘定	総 合
第1款 共済事業費用	0	0	0	1,906	0	0	1,906
第1項 営業費用	0	0	0	1,921	0	0	1,921
第2項 営業外費用	0	0	0	0	0	0	0
第3項 特別損失	0	0	0	0	0	0	0
第4項 予備費	0	0	0	△15	0	0	△15

科 目	合 計						
	農作物 共済勘定	家 畜 共済勘定	果 樹 共済勘定	畑作物 共済勘定	園芸施設 共済勘定	業務勘定	総 合
第1款 共済事業費用	6,164	66,881	33	3,756	2,742	78,261	157,837
第1項 営業費用	6,162	66,879	26	3,754	2,740	78,158	157,719
第2項 営業外費用	0	0	0	0	0	1	1
第3項 特別損失	2	2	2	2	2	2	12
第4項 予備費	0	0	5	0	0	100	105

令和元年6月7日

豊岡市長 中貝宗治

地方公営企業法第24条第3項の規定の適用に関する説明書

畑作物共済勘定

収入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	適用額	計	備考
1. 畑作物 共済 事業費用			1,850	1,728	3,578	
	1. 営業収益		1,848	1,728	3,576	
		2. 畑作物保険金	1,173	1,728	2,901	全相殺大豆保険金

支出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	適用額	計	備考
1. 畑作物 共済 事業費用			1,850	1,906	3,756	
	1. 営業費用		1,833	1,921	3,754	
		2. 畑作物共済金	1,306	1,921	3,227	全相殺大豆共済金
	4. 予備費		15	△15	0	
		1. 予備費	15	△15	0	予備費

なお、畑作物共済勘定の事業費用中畑作物共済金の不足額178千円の支払財源に今年度業務勘定留保資金178千円を充てる。